

<p>6. 事業内容</p>	<p>同3年事業における対象地の選定に際しては、カンボジア国内各州における就学障がい児の数を表した教育・青少年・スポーツ省（以下、教育省）初等教育局特別教育課の統計、同課職員との協議、インクルーシブ教育推進を含む障がい児の教育支援を行う関連団体との調整を通じた重複事業の有無の確認、事業を実施する上での効率性等に基づき、カンダール州を選定した。加えて、同州教育局初等教育課の職員との協議結果や関連団体の教育及び障がい分野における支援状況を考慮した後、候補地として挙げられた州内4郡を訪問し、事業の長期的な継続と発展が見込める学校の有無、郡教育事務所の事業に対する理解と共に事業を実施する意志等を総合的に検討した結果、クサイ・カンダール郡を選定した。NGO連携無償資金協力は、草の根支援案件のスキームとは異なり、政府では手の届きにくい草の根レベルで、地域住民や地域行政との信頼関係を築きながら活動するNGOが、その発意に基づき案件を形成している。対象地域の行政や教員の理解が深まり、彼らからの協力が得られることで、長期的に事業効果が波及していき、裨益効果が高まると考えられる。</p> <p>第2期事業は、当初の計画通り、クサイ・カンダール郡内全てのクラスターを網羅し、インクルーシブ教育実践の波及効果及び持続性を高めるため、4集合村（ポクルツサイ/プラエク・オンパル/プラエク・ルオン/スパイ・チュルム）及び4小学校（ポクルツサイ・クラオム/プラエク・オンパル/プラエク・ルオン/スパイ・チュルム）において、第1期と同様、以下（ア）～（カ）の活動を実施する。その内、ポクルツサイ・クラオム小学校に関わる活動に関しては、自己資金で対応する。</p> <p>第1期事業開始後の2015年3月、カンボジア教育省より、障がい児教育の質の向上と、学校内外の障がい児に対する教育を受ける機会の保障を目指す活動に関するガイドラインが発表された。本事業の活動は同ガイドラインの内容にも則したものであり、政府の取り組みを実践に移し、他地域のモデルとなり得る活動をクサイ・カンダール郡内外に広げていく。</p> <p>第2期では、第1期に実施した活動の成果や、教員及び障がい児を継続してフォローアップすることで得られる結果をもとに、必要に応じて追加研修を実施し教員のさらなる能力強化を図る、家族や地域住民の理解向上を促すために啓発活動の数を増やす等、事業内容を発展させていく。また、カンダール州教育局や州内他郡の教育事務所関係者等の視察を受け入れ、当会の活動内容を広く周知するとともに、州教育局がインクルーシブ教育の推進に主体的に取り組んでいける体制の確立について協議を重ねていく。</p> <p><b><u>（ア）インクルーシブ教育推進部会（以下、IE推進部会）の設立と強化（第1-3期）</u></b></p> <p><b><u>（a）IE推進部会の設立</u></b></p> <p>対象地域において、IE推進部会を設立し、メンバーへの研修後、協力して事業を</p>
----------------	--

実施する。メンバーの内、州及び郡の政府関係者は可能な限り第1期と同一人物が務め、部会メンバーや教員に対する研修の講師役も担う。その他のメンバーは対象地域より選出する。学校及び集合村代表者、保健センター職員に加え、障がい当事者やその家族を含めることで、当事者の声を反映できる構成とする。

(b) 前年度対象地域における部会活動の実施及びフォローアップ

第1期の対象地域において、同地域の部会メンバーとともに、バリアフリー工事箇所の維持管理状況や教員及び障がい児のモニタリング、個別支援を受けた障がい児のフォローアップ、障がい児の数や就学状況等に関する情報更新等の活動を実施する。また、第1-2期対象地域の部会メンバー合同での会合を開催し、情報共有を図るとともに、活動継続のための費用を学校予算や集合村の開発予算に組み込む可能性を検討する等、インクルーシブ教育に関わる活動を、学校や地域で協力して実施していける体制の確立方法について協議を続けていく。

(イ) バリアフリー環境の整備 (第1-3期)

(a) 対象校4校におけるバリアフリー工事

第2期の対象校4校において、校舎へのスロープ設置、障がい者用トイレの新設、校内の敷地舗装を行う。(内、ポクルッサイ・クラオム小学校における工事については自己資金で対応する。) 工事前には、建設業者及び学校関係者と工事の詳細を再確認するとともに、終了後には、工事の効果や使用状況をモニタリングする。

(b) 前年度工事のモニタリング

第1期の対象校4校において、バリアフリー工事が就学状況等に与えている効果の調査や工事箇所の使用・維持管理状況のモニタリングを継続する。

(ウ) 教員の能力強化と学校での啓発活動 (第1-3期)

(a) 教員及び学校支援委員会メンバーへの研修、児童への啓発活動

対象校の全教員に対して、障がいやインクルーシブ教育、障がいに応じた教授法等に関する基礎的な研修を実施する。障がい児を受け持つ教員に対しては、補助教材等の作成・活用方法に関する研修も実施し、必要教材を供与するとともに、研修後は、学んだ内容の実践状況や配付教材の活用状況等をモニタリングする。また、対象校の児童に対して、障がいに関する啓発ワークショップを開催する。新学年度開始前後には、各対象校で組織されている学校支援委員会メンバーへの研修も実施する。

(b) 前年度対象校教員のフォローアップ及び追加研修

第1期対象校において、研修を受けた教員の学んだ内容の実践状況をモニタリングするとともに、教員同士の協議の場を設け、直面している課題や強化が必要な側面を把握する。第1期に研修を受けていない教員がいる場合には、第2期の対象校教員の研修に参加できるようにする。また、モニタリング結果を参考に、第1-2期対象校の教員に対して、各障がいの特性や教室での配慮方法をより深く具体的に学

ぶための研修等、必要性に応じた追加研修を実施する。

### (エ) 地域での啓発活動（第 1-3 期）

#### (a) 就学キャンペーンの実施

対象地域にて集合村及び学校関係者と協力し、新年度開始前に就学を呼びかけ、インクルーシブ教育を促進する対象校の取り組みを広めるキャンペーンを実施する。

#### (b) 各村における啓発活動の実施

住民に対する啓発イベントを、対象集合村内の 20 村を 2-3 村ごとに分けて全 10 回程度実施し、全村から住民が参加できるようにする。第 1 期では、啓発活動は各集合村 1 回ずつとしていたが、第 2 期ではより多くの住民を対象とできるよう、イベント回数を増やす。この理由は、地域の障がい者の存在や生活状況、社会における障壁が把握され、障がい者の社会参加が促進されるために、障がい者家族を含む住民の障がいに対する理解や障がい者を受け入れる態度の醸成が重要な要素だからである。

また、事業後半からは、啓発活動及び事業全般の地域への影響を調査する。

### (オ) 障がい児の実態調査と支援（第 1-3 期）

#### (a) 対象地域における実態調査と支援

対象校及び集合村において障がい児の実態調査を行い、数や就学状況、必要な支援の有無等の詳細を把握する。調査の際に用いるチェックリスト等については、事業関係者の意見も仰ぎながら、より使いやすくなるよう質問の内容や方法等を再度見直す。実態調査後、各障がい児のニーズにあわせて、補助具の供与や医療サービスへのアクセス向上支援、また、貧困家庭の障がい児に対して、就学に必要な物資の供与を行う。個々の障がい児への診察・交通費補助等の支援は当会自己資金にて対応するするとともに、IE 推進部会メンバーと定期的に協議し、事業終了後の活動の継続について対応策を検討する。

調査や支援の記録は障がい児ごとに資料としてまとめ、対象校においても、障がい児の学習状況を定期的にモニタリングする。

#### (b) 前年度対象地域のフォローアップ

第 1 期対象地域において、学校と集合村で協力して村内地図を更新する時期に、障がい児の数や就学状況に関する情報も含まれていることを確認し、障がい児に関する情報が常に把握されている体制を確立できるようにする。また、個々の必要に応じて、同対象地域における障がい児への個別支援を継続し、対象校における障がい児の学習状況も引き続きモニタリングする。

#### (c) 障がい児の数及び実態把握方法の共有

クサイ・カンダール郡内の他の学校においても、地域の障がい児についての情報が今までよりも正確に把握できるようになるよう、障がいに関する基本的な知識や

見分け方等について、IE 推進部会のメンバーでもある郡教育事務所の職員が、郡内の学校長に対して伝える機会を設ける。または、学校ごとのまとまりであるクラスター内の会合の際に、対象校の校長または教員が、本事業での活動経験を他校に共有できるようにする。

#### (カ) 他地域との学びの共有（第 1-3 期）

##### (a) 四半期報告書の提出及び本事業の取り組みや成果の共有

教育省、州教育局、郡教育事務所を含む事業関係者に四半期報告書を提出し、本事業の取り組みを定期的に共有する。また、州教育局や郡教育事務所職員等の IE 推進部会メンバーが、会合やイベント等の機会を活用し、本事業での取り組みや成果を政府関係者や他 NGO へ共有し、活動の継続や広がりについて協議する。

##### (b) 他地域での教員研修実施

カンダール州内のクサイ・カンダール郡以外の郡、及び同州以外の州において、各州内 1 郡の計 3 郡を選定し、教育関係者や教員を対象に研修を実施する。第 1 期ではカンダール州以外の 3 州を対象としたが、2 年次以降はカンダール州も本活動の対象に含めることとする。同州では 2015 年 6 月時点で、全 11 市・郡の内、8 市・郡において未だ同様の研修が実施されておらず、研修の必要性が高いこと、また、インクルーシブ教育に関わる活動をカンダール州内で実施することは、本事業の取り組みをクサイ・カンダール郡外へ広めていく上でも効果的・効率的であることが理由として挙げられる。具体的な対象地は、事業開始後、最新の状況を把握した上で、教育省と協議し選定する。

##### (c) 前年度研修実施地域へのフォローアップ訪問

第 1 期で研修を実施した他州対象地域へのフォローアップ訪問を実施し、研修の効果（研修で学んだ内容について、受講者による学校内での共有や実践の状況）を確認する。

##### (d) 国内各地域における実践校の視察

対象地域以外の国内各地域におけるインクルーシブ教育実践校の視察を行い、より効果的・効率的な実践方法について情報や経験の共有を図る。

##### (e) 他地域からの視察受け入れ

他地域で IE 事業を実施している NGO 関係者等による対象校の視察を受け入れ、情報共有を行う。また、カンダール州教育局長及び州内のクサイ・カンダール郡以外の郡教育事務所関係者等による対象校の視察を受け入れ、当会の取り組みを広く周知する。加えて、視察者に対して、対象地域の推進部会メンバー及び教員との協議を通して、知識や経験を共有し、IE 推進にあたり各地域で実施可能な活動を各郡で作成する年間計画に盛り込むよう働きかける。同時に、カンダール州教育局に対しては、予算の確保や Education Strategic Plan (ESP) 2015-2017 の実施について、州として、主体的に IE 事業に取り組んでいくよう、定期的に協議の場を設ける。

<p>7. これまでの成果、課題・問題点、対応策など</p>	<p>①これまでの事業における成果（実施した事業内容とその具体的成果）</p> <p>IE 推進部会の設立と強化について、対象地域において設立した 19 名から成る IE 推進部会のメンバーに対し、4 日間の研修を実施した。4 日間を通して 18 名が参加し、2 つの講義の前後に実施したテストでは、正答率がそれぞれ約 42%から約 73%、約 76%から約 93%と、いずれも事後テストの正答率が上昇した。その後部会メンバーは、地域における障がい児実態調査を中心になって実施し、教員研修や障がい児保護者との会合等にも参加する等、当会スタッフとともに本事業の活動に携わっており、活動への全体平均参加率は 8 割以上となっている。活動を通して、部会メンバーの、障がい児の教育支援の重要性に対する認識も高まっており、メンバーの一員でもある州教育局職員は、教員研修の際、参加者に対し、「障がい児の教育支援は国内全土の学校で取り組むべき活動であり、当会の事業対象校はインクルーシブ教育の推進において他校のモデルとなる存在である」と述べ、学校をあげて、地域を巻き込んだ積極的な取り組みを求めた。</p> <p>教員の能力強化につき、対象校の全教員に対する第 1 回研修の前半 2 日間は、対象校を 2 校ずつに分けて実施し、合計 90 名が参加した。2 つの講義における事前／事後テストでは、正答率がそれぞれ、1 つめのグループでは約 68%から約 94%、約 75%から 94%、2 つめのグループでは約 61%から約 88%、約 62%から約 87%と、いずれも事後テストの正答率が上昇し、参加者した教員からは、研修で学んだ内容は日々の業務において有益であるという声が多く聞かれた。</p> <p>障がい児の実態調査では、2016 年 1 月末までに、対象地域において 175 名（内、5 歳～12 歳 108 名、13 歳～15 歳 31 名）の子どもの家庭を訪問し、聞き取りを行った。その内 156 名が障がい児と判断された子ども、及び障がいがある可能性があり更なる診断が必要で照会の対象となった子どもである。調査は IE 推進部会メンバーが自らの地域における障がい児の実態を直接知る有益な機会となった。州教育局においても、特に不就学障がい児の具体的な数や実態はこれまで把握されていなかったことから、同調査の結果は、州内で教育を受ける機会から取り残されている子どもたちの状況を把握する一助になると評価されている。</p> <p>当会が事業を開始する前には、子どもを学校に通わせたいが障がいがあるために難しいと思っていたある障がい児の保護者は、実態調査時の家庭訪問を通して対象校の取り組みを知り、2015 年 11 月の新年度から 1 年生に入学させた。学校生活を楽しみ勉強に励む子どもの姿を見て、とても嬉しいと話している。</p> <p>また、カンボジアの 5 ヶ年教育戦略計画に基づきカンダール州教育局が定めた、州の Education Strategic Plan (ESP) 2015-2017 の作成においては、当会は、同州内で活動していた NGO として唯一、草案作成時から州教育局での協議に参加し、本事業の活動内容を共有するとともに、その意義を積極的かつ効果的に提唱してきた。その結果、完成した ESP では、初等教育分野における戦略の中に、障がい児の就学を促進するための取り組みも盛り込まれており、学校において障がい児が就学しやすい物理的環境を整備することも戦略の一つとなっている。州内で障がい児のため</p>
--------------------------------	---

のスロープ設置等が必要な学校がある場合には、郡教育事務所を通して州教育局へ費用を申請することも可能となっており、当会は州教育局に対して、この点及び環境整備の重要性を、州内の郡教育事務所や学校に周知するよう促していく。州教育局長も、州内の教育分野で活動する団体等を集めた会合において当会の活動とその意義について繰り返し触れる等、本事業にも深い理解を示しており、当会は、クサイ・カンダール郡で他地域のモデルとなり得るインクルーシブ教育の実践事例を示せるよう、現在の活動を継続・拡大していくことを求められている。

州教育局やクサイ・カンダール郡教育事務所には、2013年の事業開始時から当会の活動に加わっている職員もおり、研修の講師レベルの知識を備えている。第2-3期を通して、同局や同事務所とも協力し、郡内の対象校以外の関係者にも障がいやインクルーシブ教育に関する知識を広める機会を設ける等、本事業の持続発展性確保を念頭に置いた活動を実施する。

本事業第1期中には、当会を含む、国内で障がい児の教育支援に取り組むNGO6団体で、インクルーシブ教育実施における情報を共有し、課題を協議するための国内フォーラムを開催し、教育省や各州の教育局職員を含む約170名が参加した。その後、主催団体が中心となり、今後も互いに情報共有や調整を図りながらインクルーシブ教育を推進していくためのNGOワーキンググループを設立した。教育省においては、障がい児に対する教育政策を一元的に管理するため、障がい児教育を担当する局が新設されることが決定しており、同ワーキンググループのメンバーで新設される局の活動を後押しし、必要な予算の確保を働きかけていく予定である。

## ②これまでの事業を通じての課題・問題点

第1期事業の申請書で記載した通り、カンボジア政府は、2000年後半から障がい児教育に関する国家方針書、同教育を実現するための基本方針及び障がい者の権利の擁護及び促進法を採択し、2012年には国連障害者権利条約を批准した。また、同国政府の四辺形戦略では、障がい者に関わるこれらの政策や法律の実行促進が優先事項として明記されている。障がい児の教育を受ける権利を保障するため、政府は、インクルーシブ教育に関するマニュアルの作成や教員に対する研修の実施、教員養成校のカリキュラム改訂、バリアフリー設備を備えた新設校舎の建設等を推進しているが、国家予算の不足や必要な知識や経験を備えた人材の不足等により、それらの取り組みは未だ国内の限られた範囲にとどまっている。また、学校はすべての子どもを受け入れることになっているが、本事業の背景にある環境の未整備や障がい・教育の重要性に対する周囲からの理解不足等の問題は依然として解決されておらず、就学できない、または就学しても適切なサポートを受けられない障がい児がいるのが現状である。特に重度障がい児の場合には、まずは自力で、もしくは適切なサポートのもとで日常生活を送れるようになるためのリハビリや訓練、補助具等が必要な場合も多く、学校のみならず地域を巻き込んだ継続的な支援やフォローアップが必要なことから、今年度も包括的な活動を継続実施する。

その他、1年次事業を通じて発見した新たな課題は以下の通りである。

	<p><u>(ア) 調査から漏れている障がい児の存在の可能性</u></p> <p>地域及び学校における障がい児の実態調査により、これまでよりも正確に障がい児の存在及び数が把握されるようになったが、現在までに障がい児または障がいがある可能性があるとして判断された3～16歳の子ども数は、4集合村における同年齢の子ども全体の1.5%程度である。このことは、各集合村から聞き取っている子ども全体の正確性も不明ではあるものの、同時に、まだ対象集合村内で調査の対象になっていない障がい児がいる可能性も示唆するものである。</p> <p><u>(イ) 照会できる医療機関等の不足</u></p> <p>障がい児への個別支援において、照会できる医療機関や団体に限りがあり、障がいの種類や状態によっては、適切な診察や治療を受けられる場所を見つけることが困難である。また、機関によっては、1回の訪問で照会できる子どもの数は2名までとされる等、短期間に照会できる数が限られており、支援が必要な子どもすべてを照会するまでに時間がかかっている。</p> <p><b>③上記②に対する今後の対応策</b></p> <p>政策や法律と実際の取り組みとの差異を解消するべく、当会はカンダール州でのインクルーシブ教育推進に携わっている。これまでに構築したカンダール州教育局との協力体制を強化し、対象郡内における同教育の推進に向け、包括的な取り組みを今後も続けていく。以下は、1年次事業を通じて発見した新たな課題への対応策である。</p> <p><u>(ア) 地域住民及び教員への働きかけと継続的な実態調査</u></p> <p>地域における実態調査の際には、家庭訪問中に付近の地域住民から、障がい児の情報が新たに得られることもあった。また、軽度の知的障がいや発達障がい等、目に見えにくい障がいに気付くには、日常的に子どもと接している家族や学校で教えている教員の正しい理解が重要である。引き続き、IE推進部会とも協力し、啓発活動やモニタリング、研修による障がい児の家族や地域住民及び教員への働きかけを強化することで、住民や教員の障がいに対する知識や理解の向上を図り、支援が必要な障がい児に関する情報を得られるようにする。</p> <p><u>(イ) 照会先に関する情報収集とネットワークの強化</u></p> <p>照会先の選択肢が増えるよう、既存のネットワークを活かし、継続的に情報を収集する。また、各照会先や医療機関等とのつながりが強い障がい者支援団体等との協力体制を強化する。</p>
<p>8. 期待される成果と成果を測る指標</p>	<p><b>第2期の受益者数：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 直接受益者数：約3,300人（対象校4校の児童約2,000人及び教員45人、インクルーシブ教育推進部会メンバー約20人、研修を受ける他地域の教員及び政府関係者180人、地域イベントに参加する対象集合村の住民約1,000人）</li> <li>— 間接受益者数：35,000人（事業の波及効果が望める4集合村の住民）</li> </ul> <p><u>(ア) IE推進部会の設立と強化</u></p> <p><b>【成果】</b>第2期対象地域のIE推進部会メンバーが、インクルーシブ教育に関する知</p>

識を習得し、第1期の部会メンバーとともに、同教育の主要な推進力となる。

【指標】①部会メンバー約20人が研修を受講し、研修後の確認テストの平均正答率が80%以上となる

②部会活動のメンバー平均参加率が7割以上となる

③第1-2期の部会メンバー間での協議及び意見交換の場を年2回以上設ける

【確認方法】研修実施記録、確認テスト、部会活動記録

#### (イ) バリアフリー環境の整備

【成果】対象校において、身体障がい児を含め児童が就学しやすい物理的環境が整う。

【指標】①対象校4校（内、ポクルツサイ・クラオム小学校については自己資金で対応）においてバリアフリー工事の基準を満たしたスロープと障がい者用トイレが必要数設置され、校内の敷地が舗装される

②対象校が工事箇所を適切に維持管理し、工事箇所の状態を毎月確認する

③聞き取り調査またはアンケートを行った学校の児童及び教員の7割以上が、

①の工事により、学校設備が利用可能となった、利用しやすくなったと回答する

【確認方法】工事中及び工事終了後のモニタリング

#### (ウ) 教員の能力強化と学校での啓発活動

【成果】教員や児童の障がいやインクルーシブ教育に対する理解が深まるとともに、障がい児を受け持つ教員が、補助教材の作成・活用方法を習得し、実践する。

【指標】①対象校の全教員約45人が5-7日間の研修を受講し、研修後の確認テストの平均正答率が80%以上となる

②障がい児担当教員の6割以上が授業で補助教材を活用していることを確認する

③障がい児及び担当教員への聞き取りにより、調査対象障がい児のうち、7割以上の学習環境が改善されたことが確認される

【確認方法】研修実施記録、研修後アンケート、教員／障がい児モニタリング

#### (エ) 地域での啓発活動

【成果】インクルーシブ教育の重要性やインクルーシブ教育を推進する対象校の取り組みについて、障がい児家族を含む地域住民の理解が深まる。

【指標】①対象集合村の地域住民約1,000人が啓発イベントに参加する

②事後モニタリング調査対象住民の6割が対象校の取り組みやインクルーシブ教育の重要性について理解する

【確認方法】活動実施記録、モニタリング調査結果

#### (オ) 障がい児の実態調査と支援

【成果】障がい児の就学や教室での学習に必要な支援物資及びその他のサポートに

	<p>ついでの実態が把握され、必要な支援の提供により、障がい児の学習が容易になる。</p> <p><b>【指標】</b> ①対象地域の障がい児の就学状況や必要な支援に関する調査結果がまとまる</p> <p>②支援を必要とする障がい児の6割以上が、各ニーズにあわせた支援を受ける</p> <p>③障がい児及び担当教員への聞き取りにより、調査対象障がい児のうち、7割以上の学習環境が改善されたことが確認される</p> <p><b>【確認方法】</b> 調査報告書、障がい児の支援記録、障がい児モニタリング</p> <p><b>(カ) 他地域との学びの共有</b></p> <p><b>【成果】</b> 教育省の障がい児教育に関する国家方針書の実効性が高まる。また、他地域の教員及び政府関係者が、研修や地域間での交流、対話を通して、インクルーシブ教育に関する理解が深まる。</p> <p><b>【指標】</b> ①カンダール州及び同州以外の3地域において、1地域につき約60人、計180人の教員や政府関係者がインクルーシブ教育に関する研修を受ける</p> <p>②研修を受けた教員の半数以上が、インクルーシブ教育に関する理解を深め、学んだ内容を各学校の他の教員に伝える、または自ら実践する</p> <p>③四半期報告書の提出や他地域への／からの視察、会合等における成果や学びの共有を通して、5割以上の教育行政担当者や視察参加者はインクルーシブ教育の実践事例に関する理解が深まり、今後の活動の参考となる</p> <p><b>【確認方法】</b> 会合等出席記録、視察記録、四半期報告書</p>
--	--